

「新入生またはその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金について（通知）」に関するQ&A

平成 10 年 5 月

この資料は、文部省私学行政課が文部省通知「新入生またはその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金について」における「入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者との条件で募集される部分」についての解釈等をQ&A方式で解説し、日本私立大学協会機関紙「教育学術新聞」5月27日号（第1892号）に掲載したものです。

「入学決定後」関係

Q 1 「入学手続の終了した後」とは入学手続期間の最終日の翌日を指すのか。例えば入学手続期間が3月20日から31日までとなっている場合に、早期に手続を完了した者に対して、手続期間の最終日を待たずに提出書類等と引き替えに募集趣意書を交付する場合はどうか。

A 1 募集は、広く一般に行われ、かつ新入生以外の者との条件で行われることが要件となっているため、学校が定める手続期間終了後でなければ、寄附金控除の対象とはならない。したがって、「入学手続の終了した後」とは学校が定めた入学手続期間の終了後をいう。

Q 2 従来、入学手続書類と一緒に

寄附金関連の趣意書や申込書等の書類を郵送していたが、手続終了後寄附金の申し込みを受け付けると明示しても、寄附金控除の対象とならないのか。

A 2 「入学決定後」とは、一般的には、入学手続の終了した後のことをいう。また、「募集の開始」とは、例えば、募金の依頼、募金趣意書を送付するなど、寄附の募集に関しての具体的な対外活動の開始を指すので、この時期が入学手続の終了した後であれば、一般的には、「入学決定後に募集の開始があったもの」とみることができる。

したがって、入学手続終了後寄附金の申し込みを受け付けると明示していても、入学手続書類と一緒に寄附金関連の趣意書や申込書等の書類を郵送する場合は、「入学決定後に募集の開始があったもの」といえず、寄附金控除の対象にならない。

「同一の条件」関係

Q3 新生に対しては直接、募集の案内状を送付しているが、それ以外は学園広報誌に随時、寄附募集の案内を掲げている場合はどうか。なお、この広報誌は在学生・卒業生（同窓生）その他関係団体などに送付している。

A3 所得税基本通達78-2にいう「新生以外の者と同一の条件で募集される」ものに当たるかどうかについては、その寄附に係る募集要項その他の内容からみて、具体的な寄附の募集の条件が新生（の父兄）とその他の者とで実質的に同一といえるものかどうかにより判断すべきものである。

したがって、寄附の募集が実質的に新生（の父兄）を中心に行われていると認められる場合には、同一の条件とはいえないものと考えられるところである。

よって、当該寄附が「新生以外の者と同一の条件で募集される」ものであるかどうかについては、税務署に対し、その学校法人による他の寄附の対象者に対する周知方法を明らかにしてもらうなどして、「同一の条件で募集される」ものであるという事実関係を具体的に説明していただく必要がある。

Q4 ○○周年等の際、在学生・卒業生には一口1万円で募集趣意書を発送する場合は、新生に対し

ても、一口の金額を同一にして募集しなければ「同一の条件」には該当しないか。その場合、「なるべく二口以上」などの添え書きで差がある場合はどうか。

A4 在学生・卒業生に対する募集要項と新生に対する募集要項の内容が同一でなければ、「同一の条件」には該当しない。したがって、新生に対する寄附金の募集金額（寄附金の一口当たりの金額）が新生以外の者と同一の金額であることをいう。

また、同様の考え方から、新生に対してのみ最低寄附金額が別に設定されていないことが必要であり、「なるべく二口以上」などの添え書きが新生に対してのみある場合は、「同一の条件」とはいえない。

Q5 新生用の挨拶文を追加で同封した場合は、同一条件の寄附とはみなされないのか。

A5 挨拶文の有無については、同一の条件で募集されるものかどうかの判断を直接左右するものとはいえず、この場合は同一条件と考えられる。

提出書類・届出関係

Q6 寄附者が税務署に提出する書類としては、学校法人の発行する特定寄附金領収書及び特定公益増進法人の証明書（写し）のほかに、募集要項が必要か。

A 6 寄附者が税務署に提出する場合は、原則として「入学決定後に募集の開始があったもの」で、「新入生以外の者」と「同一の条件」という要件に該当することが明らかになる寄附金の募集要項及び寄附者が寄附を行ったことを証明するための学校法人が発行する領収書、その他これらを証明するのに必要となる書類である。

Q 7 従来は特定公益増進法人の証明書を申請する際に、「寄附金募集要項」を文部省に提出し証明書

の交付を受けているが、今後、新入生を含め、寄附金を募集するときは、改めて「寄附金募集要項」の変更を文部省に届け出る必要があるか。

A 7 改めて届け出る必要はない。上記の場合の提出は、あくまでも特増の認定を行う際の参考資料として提出を求めているものであり、特に今回の通達の解釈とは直接関係がないものだからである。